



令和6年度 やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事実施設計業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024151700

業 務 名 令和6年度 やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事実施設計業務委託

履 行 場 所 加東市上三草1175番地（加東市やしろ国際学習塾）

兵庫県 加東市

[illegible]

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		令和6年度やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事実施設計業務委託					
1	設計業務	非常用発電設備 実施設計業務	1.0	式			内訳書No. 2
	計						
	改 計						
2	諸経費		1.0	式			
3	技術料等経費		1.0	式			
	計						
	改 計						
	委託価格						
	消費税相当額	10.0%					
	委託費						

令和 6 年度やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事実施設計業務委託 仕様書

本仕様書は、やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事にかかる実施設計に適用する。

なお、本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日国営整第 176 号 令和 3 年改正）による。

1. 業務概要

- (1) 業務名称 令和 6 年度やしろ国際学習塾非常用自家発電設備工事実施設計業務委託
- (2) 施設名称 加東市やしろ国際学習塾
- (3) 敷地の場所 加東市上三草 1 1 7 5 番地
- (4) 施設用途 集会所（ホール、会議室等）
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2. 業務内容

非常用自家発電設備の更新に係る実施設計を行う。

業務の開始後、委託者（市監督員）、受託者での協議により内容の変更・追加等が生じた場合、受託指示に基づき作業を行うものとする。ただし、これらの変更に伴う契約金額の増額は、原則として行わない。

設計に係る範囲については、設計図書 1 式（図書、積算図面、等）他、実施に係る申請関係全て含むものとする。

内訳書については、市指定の様式によるものとする。内容は「表紙・内訳・各工事大項目内訳・各工事小項目内訳・数量計算書・単価決定根拠表・見積書・カタログ」により構成するものとする。

設計内容は、納品直前の最新の価額をもって作成するものとする。

特に価額高騰が予想されるもの（部材、人件費等）については、令和 7 年 3 月以降の単価をもって計上すること。

打合せを行った場合は、協議記録簿を作成し、その都度両者の確認の上、各々 1 部以上保持するものとする。なお記録簿の作成は、受託者が行うものとする。

3. 業務条件

現地調査に基づき実施設計を行う。

機種選定に当たっては、所定の能力を満足し、かつ、既存の配線等の更新が最小限となるものを選定すること。

【発電設備緒元】

< 発電機出力 >

定格出力	150.0 kVA	極数	4 極
定格電圧	220.0 V	定格周波数	60 Hz

定格力率 0.800

定格回転速度 1,800 min⁻¹

<原動機出力>

原動機の種別 ディーゼル機関（長時間形）

定格出力 132.4 kW （180.1 PS）

使用燃料 軽油

定格回転速度 1,800 min⁻¹

【委託者が提供できる資料】

加東市やしろ国際学習塾建設工事竣工図（建築・設備）A 1 製本図面 貸出し可能
CAD データはなし。

その他必要な書類は、協議による。

4. 再委託の禁止

再委託を禁止する業務は、次の業務を除く全ての業務とする。

- ・積算に関する業務一式
- ・設備、構造、電気に関する専門的な業務一式
- ・トレース作業や図面等の清書等の単純な作図
- ・図書の印刷や製本に類する業務一式

5. 受注者の資格条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 事務所に配属している者で、かつ、建築士法の規定による次の資格を有する正規雇用された者を定常的に本業務に関与させること。

ア 管理技術者（総括） 一級建築士

イ 主任技術者（建築） 一級建築士

なお、管理技術者（総括）と主任技術者（建築）については兼任を認めるものとする。

6. 成果品

- ア 図面（データ及びA 3 版白焼図面）・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- イ 図内訳書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- ウ 関係資料集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- エ 見積書（原則 3 社以上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- オ その他発生した資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- カ 監督員が指示するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式
- キ 電子データ（CDR 内訳 エクセル、CAD データ）・・・・・・・・ 一式

※CAD データの提出にあつては、ファイルの形式は JWW と DXF の 2 形式とする。

7. その他

- (1) 監督員及び施設管理者と密に連絡し、連絡事項を随時記録して提出すること。

- (2)設計図書作成後に、監督員の精査及び確認を受けた後、積算業務を行うこと。
- (3)建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、建築物衛生法、その他、申請や事前協議が必要な関係法令の特定及び必要書類作成も本業務内とする。
- (4)関係官庁等手続（(4)で示す関係法令）は、一切を受注者にて行うこと。なお、申請手数料は受注者の負担とする。
- (5)図面データの使用について、受注者は加東市が第三者に貸与することを承諾すること。
- (6)成果品に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、発注者に設定する。
- (7)業務完了後、当該設計への質疑が生じ、発注者より回答を要求された場合は、回答書を速やかに作成し、提出すること。
- (8)専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注までに見積りの有効期限に到達する場合は、その処置を協議したうえで発注者は受注者に対し、専門業者へのヒアリング及び再徴収を求めることができる。

